

施策評価シート

評価実施年度：令和元年度

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	施策Ⅱ－１－８ 食の安全の確保
施策の目的	県民が安心して食生活を送ることができるよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組み、食品の安全性を確保します。
施策の現状 に対する評価	<p>(食品衛生対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">食品事業者に対して監視指導や講習会を実施するとともに、消費者に向けた啓発・情報発信、特に魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防について周知・啓発を行った結果、平成29年度26件あった食中毒発生件数が9件に減少した。平成27年度に条例改正し、HACCPの導入推進に努めてきたが、飲食店営業施設など小規模な事業者においてHACCPの導入が十分に進んでいない状況である。 <p>(食品流通対策)</p> <ul style="list-style-type: none">食品事業者に対する食品表示講習会の実施や相談対応等により、食品事業者の適正表示に対する意識が高く保たれている状況であり、平成30年度も食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。食品表示法に基づく新表示への移行の経過措置期間が令和2年3月末で終了するが、未だに切り替えが不十分である。
今後の取組み の方向性	<p>(食品衛生対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">食品事業者及び消費者に向けた魚介類の生食による寄生虫の食中毒を中心に予防対策の啓発を行う。食品関係機関や業界団体と連携して食品事業者のHACCP導入を推進し、衛生管理の徹底を図る。 <p>(食品流通対策)</p> <ul style="list-style-type: none">食品事業者に対する食品表示の相談や講習会等を実施し、新基準への移行を進める。ホームページ等を活用した広報により食品事業者に対し効果的・効率的な周知を図る。

施策に関連する指標の一覧

施策の名称	施策Ⅱ－１－８ 食の安全の確保
-------	-----------------

施策の目的達成に向けて取り組む事務事業において設定している主な成果参考指標

項番	施策の成果参考指標	指標名	平成27年度	平成30年度		令和元年度	単位
			実績値	目標値	実績値	目標値	
1	○	食中毒年間発生件数	10.0	6.0	9.0	6.0	件
2	○	食品表示法に基づく年間指示公表件数	1.0	0.0	0.0	0.0	件
3		受診率・サービス紹介率	100.0	100.0	100.0	100.0	%
4		事業者等からの食品表示相談件数	1,404.0	1,000.0	710.0	1,000.0	件
5		米トレーサビリティ法巡回調査実績のうち疑義なし件数	158.0	80.0	70.0	80.0	件
6		農産物検査法巡回立入調査のうち疑義なし件数	0.0	9.0	8.0	10.0	件
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

事務事業の一覧

施策の名称	施策Ⅱ-1-8 食の安全の確保
-------	-----------------

	事務事業の名称	目的 (誰(何)を対象として、どういう状態を目指すのか)	前年度 事業費 (千円)	今年度 事業費 (千円)	所管課名
1	食品衛生対策推進事業	食品等に起因する健康被害を防止する	50,705	59,148	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒 被害者検診・支援事業	認定患者(被害者)に検針や必要な行政サービスの紹介・提供を行う。	1,051	2,161	薬事衛生課
3	食品流通対策事業	消費者が食料品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法に基づく食品表示の適正化を図る。	2,688	4,753	薬事衛生課
4	米トレーサビリティ制度推進 事業	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の問題発生時に流通ルートを速やかに 特定するため、業者間取引等の記録作成・保存を行うとともに、米の産地表示を取引 先・消費者に伝達する。	2,556	2,991	農産園芸課
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-1-8 食の安全の確保
-------	--------------------

1 事務事業の概要

担当課	薬事衛生課
-----	-------

名称	食品衛生対策推進事業				
目的	誰(何)を対象として	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どういう状態を目指すのか	食品等に起因する健康被害を防止する		50,705	59,148
			うち一般財源	19,948	23,724
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理の向上のため、食品関係事業者に対して、講習会の実施や監視指導を行う。 衛生知識の普及のため、消費者に対して、講習会の実施やTVスポットの配信を行う。 				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと					

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位
1	指標名	食中毒発生件数		6.0	6.0	6.0	6.0	件
		(取組目標値)						
	式・定義	食中毒発生件数	10.0	17.0	26.0	9.0		
		達成率	-	283.4	433.4	150.0	-	%
2	指標名							
		(取組目標値)						
	式・定義							
		達成率	-	-	-	-	-	%
<p>「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度は食中毒が9件（うち松江市内2件）発生したが、このうち50人以上の大規模な食中毒は松江市内の1件であり、合計患者数は99人（うち松江市内58人）で、前年度より119人減少した。 食品事業者の監視・指導により、コントロール可能な食中毒は4件（うち松江市内1件）であった。 9件の内訳：アニサキス3件、ノロウイルス2件、カンピロバクター2件、セレウス菌1件、サボウイルス1件。 								

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組みによる改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者及び消費者に向けた食品衛生に関する啓発・情報発信の効果があり、食中毒の発生件数が大幅に減少した。（26件から9件に減少）
課題分析	① 「目的」の達成のため（又は達成した状態を維持するため）に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内食中毒、特にアニサキスなど魚の寄生虫による食中毒は前年度に比べ大幅に減少したが、依然として発生が見られている。 飲食店や集団給食施設における食中毒の発生件数は大幅に減少したが、依然としてノロウイルスやカンピロバクター食中毒が発生している。
	② 上記①（課題）が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 一般消費者に対して、十分かつ幅広く食中毒の予防対策、特に魚介類の寄生虫対策が周知できていない。 飲食店等の営業施設におけるHACCPによる衛生管理の導入が不十分のため、依然として食中毒や異物混入事案が発生している。
	③ 上記②（原因）の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 一般消費者向けの衛生講習会やリスクコミュニケーションを積極的に実施し、特に魚介類の生食における寄生虫の食中毒予防対策の啓発を行う。また、ホームページやメディアを通じて、食中毒注意報・警報の発表や食品衛生について、注意喚起を行う。 食品衛生法改正に伴うHACCPに沿った衛生管理の制度化を踏まえ、関係部局（しまねブランド推進課等）や業界団体（食品衛生協会等）と連携して、食品事業者へHACCPの導入を推進し、衛生管理の徹底を図る。 HACCPの対象事業者を管理するため、許可・届出情報の台帳システムについて整備が必要。

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ 食の安全の確保
-------	----------------

1 事務事業の概要

担当課	薬事衛生課
-----	-------

名称	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業				
目的	誰(何)を対象として	カネミ油症患者・森永ミルク中毒認定被害者	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どういう状態を目指すのか	認定患者(被害者)に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う		1,051	2,161
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・森永ミルク中毒被害者の救済事業に行政協力する。 ・カネミ油症認定患者に対し経過観察の検診を実施する。 				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと					

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位	
1	指標名	受診率・サービス紹介率	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	%
			(取組目標値)						
	式・定義	受診者/受診希望者等×100	実績値	100.0	100.0	33.3	100.0		
			達成率	-	100.0	33.3	100.0	-	
2	指標名		目標値						%
			(取組目標値)						
	式・定義		実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

○森永ミルク中毒被害者に対する取り組み

- ・被害者救済連絡会議(救済事業に係る行政協力を円滑に推進するため、県の関係課と連絡調整を行う行政協力懇談会)の開催：2回
- ・山陰地域救済対策委員会(被害者の実態把握、被害者の健康管理支援や障害被害者への保健福祉サービスの充実に向けての関係課への連絡調整)出席：3回

○カネミ油症患者に対する取り組み

- ・カネミ油症健康実態調査：調査実施者5名/調査対象者6名
- ・受診者/受診希望者数：受診者1名/受診希望者1名

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)ひかり協会に協力し、被害者救済連絡会議などを通じ、行政が行っている検診事業等を紹介し、被害者の受診希望に応えることができた。 ・カネミ油症患者に対しては、国が実施するカネミ油症健康実態調査並びに全国油症治療研究班が行う検診事業を実施し、5名から調査協力を得た。受診希望者の1名が受診した。
課題分析	① 「目的」の達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	・森永ミルク中毒被害者の高齢化により必要な患者サービスが複雑化、多様化し、十分な患者サービスが受けられないが生じている。
	② 上記①(課題)が発生している原因	・65歳を迎える被害者が、障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替わり、切り替え前の患者サービスが受けられないケースがある。
	③ 上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	・高齢化した被害者の多様なニーズに応えるため、市町村、ひかり協会、県関係課と連携し、行政に要望される事項について積極的に対応する。

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-1-8 食の安全確保
-------	-------------------

1 事務事業の概要

担当課	薬事衛生課
-----	-------

名称	食品流通対策事業				
目的	誰(何)を対象として	県内食品製造・販売・提供事業者	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どういふ状態を目指すのか	消費者が食料品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る		2,688	4,753
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者に対して、表示相談の受付、研修会の開催を行うとともに、ホームページ等で食品表示に関する情報提供を行う。 県内に流通する食品の適正表示について監視を行い、不適正表示事案には改善指導を行う。 				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと					

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位	
1	指標名	事業者からの食品表示相談件数	目標値		1000.0	1000.0	1000.0	1000.0	件
			(取組目標値)						
	式・定義	薬事衛生課及び県下保健所で取り扱った食品事業者等からの食品表示に関する相談件数	実績値	1404.0	931.0	855.0	710.0		%
			達成率	—	93.1	85.5	71.0	—	
2	指標名	食品表示法に基づく年間指示・公表件数	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	件
			(取組目標値)						
	式・定義	食品表示法に基づく年間指示・公表件数	実績値	1.0	0.0	0.0	0.0		%
			達成率	—	—	—	—	—	
<p>「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は食品事業者に対して表示研修を計96回開催した。 平成30年度中に薬事衛生課及び保健所に寄せられた表示相談件数は710件で、対前年比83.0%であった。 									

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組みによる改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。 相談については県下で計710件に対応し、食品事業者の適正表示に対する意識が高く保たれていることを確認できた。
課題分析	① 「目的」の達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示法に基づく新表示への切り替えを経過措置期間中(加工食品はR2.3.31まで)に確実にを行うよう県内食品事業者へ周知徹底する必要があるが、切り替えを行っていない事業者が依然として残っている。
	② 上記①(課題)が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 当課及び保健所による周知だけでは、十分な切り替えが行えていない。
	③ 上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生推進員による食品表示チェッカー事業を活用し、新表示への移行状況を確認するとともに、ブランド推進課や環境保健公社、食品衛生協会などの関係団体と連携し、食品表示法の周知を図る。 環境保健公社が実施する食品表示窓口や食品表示アドバイザー制度を活用し、食品表示研修会やホームページ等による広報などを通じて、効果的・効率的な周知を図る。

事務事業評価シート 評価実施年度： 令和元年度

上位の施策	施策Ⅱ-1-8 食の安全の確保
-------	--------------------

1 事務事業の概要

担当課	農林水産部農産園芸課
-----	------------

名称	米トレーサビリティ制度推進事業				
目的	誰(何)を対象として	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供業者、消費者	事業費 (千円)	前年度実績	今年度計画
	どういう状態を目指すのか	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。		2,556	2,991
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 米トレーサビリティ法の対象となる米穀事業者に対して、巡回立入調査を実施し、制度の啓発、指導業務を行う。 農産物検査に係る地域登録検査機関について、農産物検査法に基づく登録の更新事務、検査結果報告の取りまとめ及び登録検査機関への巡回立入調査を実施し、農産物検査の適正な実施について指導・監視する。 				
前年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> 米トレーサビリティ制度の必要性、事業者が遵守すべき事項についてより効果的に周知するため、巡回立入調査の対象を新規登録事業者を重点的に抽出する。 				

2 成果参考指標等の状況

成果参考指標		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位
1	指標名	米トレーサビリティ法巡回調査実績のうち疑義なし件数	目標値		100.0	80.0	80.0	
	式・定義	地域米穀事業者を巡回調査した際の疑義なし件数	実績値	158.0	115.0	101.0	70.0	
			達成率	-	115.0	126.3	87.5	%
2	指標名	農産物検査法巡回立入調査のうち疑義なし件数	目標値		11.0	10.0	9.0	10.0
	式・定義	地域登録検査機関を巡回立入調査した際の疑義なし件数	実績値	0.0	11.0	10.0	8.0	
			達成率	-	100.0	100.0	88.9	%

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

- 平成30年度における米トレーサビリティ法に係る県が調査を行う対象は、全体770業者のうち560業者である。
- 平成30年度における農産物検査法に係る県が調査を行う対象は、地域登録検査機関の13機関であるが、このうちJAしまねは実際には各地区本部で農産物検査が実施され、その地区本部数は11であり、実質的にはJAしまねは12機関（本店1、地区本部11）が調査対象となるため、検査対象は合計で24機関となる。

3 「取組内容」に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 米トレーサビリティ法の施行から7年以上が経過し、巡回立入調査を実施した事業所の75%以上（70（疑義なし）／（179（調査件数）-64（廃業）-22（対象外））の事業所で法令に基づいた取引記録の作成・保存、米の産地情報の伝達が実施されるようになり、米穀の流通、食品の安全・安心に寄与した。
課題分析	① 「目的」の達成のため（又は達成した状態を維持するため）に支障となっている点	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者の中には、依然として米トレーサビリティ制度についての認識や必要性についての理解不足がある。
	② 上記①（課題）が発生している原因	<ul style="list-style-type: none"> 米トレーサビリティ法の施行時には、制度の周知・啓発が県下全域で行われ、法令に基づいた取引記録の作成・保存、米の産地情報の伝達も行われていたが、法施行から7年以上経過し、新規事業者も増えていることから、事業者に対しての米トレーサビリティ法の周知や必要性についての説明が不十分である。
	③ 上記②（原因）の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 米トレーサビリティ法に係る巡回立入調査について、新規に登録された事業者を重点的に調査対象事業者として、米トレーサビリティ法に基づく取引記録の作成・保存、米の産地情報の伝達等の状況を確認し、制度の周知や必要性について説明する。